

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

令和3年度 第4回 理事会議事録

- 1 開催年月日 令和4年3月24日(木)
午後5時45分～午後7時40分
- 2 開催場所 地域福祉センターかしのき苑
1階 会議室ABC
- 3 出席者 理事総数 12名
出席理事数 11名
理事 北谷 守 加藤 博 早樫一男 岩前良幸
田中智美 長谷川 悟 石崎照代 中畔秀昭
山本正來 岡田敦子 古海りえ子
監事総数 2名
出席監事 1名
監事 島中秀司
- 4 欠席者 理事 福味加世子
監事 浦田善之
- 5 決議に特別の利害関係を有する理事 該当者なし
- 6 議 題
 - (1) 決議事項
第32号議案 令和3年度補正予算(第3号)について
第33号議案 育児・介護休業等に関する規則の一部改正について
第34号議案 令和4年度事業計画について
第35号議案 令和4年度収支予算について
 - (2) 諸報告
- 7 議事の経過要領及び議案議決の結果
定刻に至り、定款第30条の規定により議長に中畔秀昭理事が選任され、議長は定款第31条第1項に定める定足数を満たしていることを確認し、議事に入った。

第32号議案 令和3年度補正予算(第3号)について

令和3年度の歳末たすけあい募金配分金を財源とする助成が確定したことにより、予算を実態に即したものにするため。また、本会通所介護課で使用している複合機が故障し、業務に支障をきたしていることから新たな複合機

を購入するための補正予算について、議案資料「令和3年度補正予算（第3号）」により事務局長から説明があった。

以上の説明を受け、第32号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第33号議案 育児・介護休業等に関する規則の一部改正について

事務局長から、国において育児・介護休業の取得促進のため令和4年4月1日から有期雇用労働者の育児・介護休業取得にかかる要件が緩和されることになり、無期雇用労働者と同様の取扱いとして、引き続き雇用された期間が1年以上の要件が撤廃されることとなった。これに伴い、「育児・介護休業等に関する規則の一部改正（案）」の説明があった。

以上の説明を受け、第33号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

石崎理事 第2条の条文中、育児休業を受けることができるとあるが、改正の条文では育児休業をすることができるとなっている。これでよいのか。

事務局長 厚生労働省から出されている規則改正例において、育児休業をすることができるとの表記になっている。どちらも意味は同じと理解しているが、改正例をそのまま引用した形になっている。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第34号議案 令和4年度事業計画について

令和4年度において重点的に取り組んでいく活動及び新規の取り組みを中心に、議案資料「令和4年度事業計画（案）」により事務局長から説明があった。

以上の説明を受け、第34号議案について質疑をおこなったところ以下の質疑応答があった。

岡田理事 不足する専門職確保を目的に令和3年度に介護職員初任者研修を実施し数名雇用に繋がったとのことであるが、令和4年度は実施をしないのか。また、訪問介護係の新規事業である産前産後ヘルパー派遣事業について家事や育児のサポートを行うとあるが、育児のサポートは保育士資格のある者が行うのか、それとも一定の教育を行うものか。利用人数についてはどれぐらいを見込んでいるのか。あわせて利用料についてはどうなるのか。

事務局長 介護職員初任者研修については、受講者12名中、既に社協で勤務する職員が介護資格取得のため5名受講した。受講を修了した者の内1名が訪問介護ヘルパーで採用、デイサービスの介

護職員で5名採用、合わせて6名の採用に繋がった。当面の専門職不足は解消されたと考えるため、令和4年度の研修実施は位置付けていない。産前産後ヘルパー派遣事業については、育児のサポートであり、母親に代わって育児を行うのではなく、母親の育児と一緒に手伝うイメージである。これまでのヘルパーは高齢者や障がい者の介護が中心であるため、1年目に当たる令和4年度は子どもや育児等に関する研修が必要と考える。利用料金については一律ではなく、世帯の所得状況に応じて金額が変わる。町の事業であるため、利用料金の徴収は町が直接行うとのことであり、社協は関与しない形である。

岡田理事 母親は核家族などでは子育ての仕方で戸惑うことがあると思う。子どもに直接触らなくてもアドバイスが大事になる。ヘルパーへの事前研修は必ずして欲しい。

古海副会長 在宅介護課の計画で（仮称）地域貢献活動の実施とあるが、具体的にはどのようなものか。

事務局長 平成29年に法改正された現行の社会福祉法の中で、社会福祉法人は地域貢献活動に取り組まなければならないとされ、これまでは絆カフェや空き家を活用した認知症カフェとしてDONカフェを行ってきた。しかし、新型コロナウイルス感染拡大により実施が困難な状況となっている。集合型の実施は難しいため、チーム運営として行っている社協職員による出張セミナーを見直し、これまでは地域福祉課が一手に担ってきたが、内容によりケアマネジャーによる介護保険制度の説明や介護職員による介護技術など、派遣する職員の枠を拡大することで地域からのニーズに幅広く応えていきたい。まだ細部は詰め切れていないが、専門職の知識や技術を地域に還元していきたいと考える。

田中理事 産前産後ヘルパー派遣事業で、利用料金は町が徴収とのことであったが、どのようなシステムなのか。

事務局長 町のシステム自体は承知していないが、世帯の所得状況により利用金額や無料の世帯など階層区分が設けられると思われる。社協では利用者の世帯所得を知ることができないため、徴収することができない。精華町役場において所管する課が利用料を徴収することになる。

田中理事 受託事業のため、徴収された利用料の何分の一かが社協に手数料として入るのか。

事務局長 利用料は受益者負担として支払われるものである。それとは別に役場と社協で契約を結び、契約金額を定めてヘルパーを派遣する。各世帯の利用料については、直接社協は関与しない形で

ある。

岡田理事 産前産後ヘルパー派遣事業は町の独自事業ではなく国の事業か。
事務局長 国の補助事業である。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第35号議案 令和4年度収支予算について

令和4年度の全体的な予算概要、傾向及び拠点別の収支予算及び使途内容について、議案資料「令和4年度収支予算書（案）」により事務局長から説明があった。

以上の説明を受け、第35号議案について質疑をおこなったところ質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

諸報告

以下の事項について、事務局から報告をおこなった。

事務局長より、法人運営室として下記の1点について報告した。

- (1) 令和4年度職員採用

事務局長より、地域福祉課として下記の8点について報告した。

- (1) 社協会員募集状況
- (2) 相談業務の実績
- (3) 福祉事業の実績
- (4) 生活福祉資金（特例貸付）
- (5) 南部地域包括支援センターの活動実績
- (6) 共同募金配分事業
- (7) 居場所づくり支援事業
- (8) まちの福祉サポート店との協働事業

在宅介護課長より、在宅介護課として下記の2点について報告した。

- (1) 居宅介護支援系の事業実績について
- (2) 訪問介護系の事業実績について

通所介護課担当課長より、通所介護課として下記の2点について報告した。

- (1) 令和3年度新型コロナウイルス陽性者の判明と通所介護事業休止について
- (2) 令和3年度通所介護課の事業実績

以上をもって案件の全てを終了したので、議長が閉会を宣し、午後7時40分散会した。

上記の決議を証するため議事録署名人において次に記名押印する。

令和4年4月1日作成
社会福祉法人精華町社会福祉協議会
令和3年度第4回理事会

会 長 _____ 印

監 事 _____ 印